

昭和53年度
保育所入所

入所申請書を配布

12月12日から

申込み受付は1月8日～14日

保育所	年齢区分	保育数	定員
市立第1保育所 (向日町南山)	6か月以上～3歳未満児	25	105
	3歳以上児～6歳未満児	80	
市立第2保育所 (物集女町南条)	6か月以上～3歳未満児	40	150
	3歳以上児～6歳未満児	110	
市立第3保育所 (森本町藪路)	6か月以上～3歳未満児	40	120
	3歳以上児～6歳未満児	80	
市立第4保育所 (向日町北山)	6か月以上～3歳未満児	50	150
	3歳以上児～6歳未満児	100	
市立第5保育所 (寺戸町三ノ坪)	6か月以上～3歳未満児	50	150
	3歳以上児～6歳未満児	100	
市立第6保育所 (上植野町地田)	6か月以上～3歳未満児	40	120
	3歳以上児～6歳未満児	80	
私立あひるが丘保育園 (物集女町北ノ口)	10か月以上～3歳未満児	12	60
	3歳以上児～6歳未満児	48	

昭和五十三年度保育所入所の申請受付を、来年一月から行います。入所を希望される方は、入所申込み受付期間中に、必ず入所申請書を提出して下さい。

入所申請書は、十二月十二日から福祉事務所または各地区の民生委員で配布します。

また、入所申請書は、現在、保育所へ入所されている方、申込みの方もあらためて提出して下さい。

なお、入所受付期間後に申込みをされたときは、第二次選考とします。

入所申込み要領は、つきのとおりです。

▼受付期間 昭和五十三年一月八日～十四日、平日と土曜日は午前九時～午後四時、また日曜日は午前十時～午後四時まで。

▼受付場所 福祉事務所

▼保育料 両親あるいは養育者の所得額または市町村民税額などにより、向日市保育料徴収基準額表の階層にあてはめて決定します。

▼保育時間 午前八時から午後四時までを原則とします。なお、家庭の事情により、延長保育を午前七時から午後六時までの範囲で行います。ただし、私立あひるが丘保育園の場合は、正規の保育時間の前後から保護者の勤務の事情に応じて若干の時間の延長保育をします。

▼給食 三歳未満児は完全給食、三歳児以上は副食とおやつを給食します。

昭和五十三年度保育所入所の申請受付を、来年一月から行います。入所を希望される方は、入所申込み受付期間中に、必ず入所申請書を提出して下さい。

入所申請書は、十二月十二日から福祉事務所または各地区の民生委員で配布します。

また、入所申請書は、現在、保育所へ入所されている方、申込みの方もあらためて提出して下さい。

なお、入所受付期間後に申込みをされたときは、第二次選考とします。

入所申込み要領は、つきのとおりです。

▼受付期間 昭和五十三年一月八日～十四日、平日と土曜日は午前九時～午後四時、また日曜日は午前十時～午後四時まで。

▼受付場所 福祉事務所

▼保育料 両親あるいは養育者の所得額または市町村民税額などにより、向日市保育料徴収基準額表の階層にあてはめて決定します。

▼保育時間 午前八時から午後四時までを原則とします。なお、家庭の事情により、延長保育を午前七時から午後六時までの範囲で行います。ただし、私立あひるが丘保育園の場合は、正規の保育時間の前後から保護者の勤務の事情に応じて若干の時間の延長保育をします。

▼給食 三歳未満児は完全給食、三歳児以上は副食とおやつを給食します。

▼入所基準

(1) 母親が日中家庭外で働かざるを得ない場合。

(2) 母親が日中家庭内で、乳幼児と離れて家事以外の労働をするため、保育ができない場合。

(3) 母親の死亡、行方不明などにより、母親がいないため、乳幼児の保育ができない場合。

(4) 母親が出産、病氣、心身などに障害があるため、乳幼児の保育ができない場合。

(5) 家庭内に長期にわたる病人、心身に障害がある者がおり、母親が常に看護に従事しているため、乳幼児の保育ができない場合。

(6) 火災、風水害、地震などにより住宅を失い、また破損したため、その復旧に支障があるため、乳幼児の保育ができない場合。

※(1)～(5)の方で、母親以外の方が、保育できる場合は除かれます。

これらの基準を備えた方で、保育に欠ける場合の高方から順次入所決定します。なお、保育所の入所定員の関係により、保育になる方もできるかもしれませんが、ご了承下さい。

▲お問い合わせ

福祉事務所 内線二〇六
二六六・二八〇

下水道工事に伴う 交通規制にご協力を

現在、本市では森本町の春日井地区、前田地区で公共下水道工事を行っています。春日井地区の工事箇所1では十二月二十四日まで、2では昭和五十三年二月二十一日までの工事期間中、全面通行止となります。

前田地区では、十二月二十三日までの工事期間中、踏道通行止となりますが歩行者は通行できます。

ご迷惑をおかけしますがどうかご理解とご協力をお願いします。

▼お越し下さい。

支払日は十二月十日(土)です。

その他、お問い合わせは市社会福祉課児童福祉係まで。内線二六八

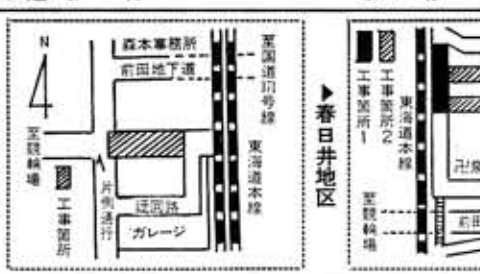
**農家の生産の場
田畑で遊ばないで**

最近、田畑で野球をしたり、犬を散歩させている方がよく見かけます。田畑は農家の生産の場です。ここで遊ばれたりすると、土が

かたくなって、お米などが作れなくなります。田畑には絶対に入らないようお願いします。

ご協力お願い

歳末たすけあい運動「歳末たすけあい運動」が、十二月一日から十五日間にわたり実施されます。市内に居住する恵まれた人達に暖かいお正月を迎えてもらうため、みなさんのご協力をお願いします。



**物集女地区
銃猟禁止区域に指定**

このほど寺戸、物集女地区の竹林、山林が銃猟禁止区域に指定されました。指定された区域は、府道標高四〇〇メートルより西側、市役所前通りより北側の二百三

ヘクタールの範囲です。期間は、昭和五十七年の十月三十一日までの五年間で、この間、銃猟を使って狩猟することができませんのでご注意ください。

【お問い合わせ】
市農政課 電話九三一一
一〇一(内線二五七)
向日町事務所農林課
電話九三一一三一一

**休日急患診療の案内は
てんわ931-3900まで**

乙訓医師会では、休日の急病に対応するため、当番制で休日診療所を開設しています。

当日の休日診療担当医の案内は、乙訓医師会テレホンサービス(センター)へ

電話九三一一三九〇〇です。電話のかけられる時間は、当日の午前七時三十分から午後六時までです。

また話し中の場合は、テープ回転の関係で二分間まつてから、かけ直して下さい。

なお、診療時間は、午前十時から午後六時までです。(乙訓医師会)

**体力づくり
教室を開催**

市体育指導委員会では、市民のみならずの健康維持と体力の増強をねらいに次の要領で体力づくり教室を開催します。お気軽にご参加下さい。

【日時】十二月十一日(日)
午前十時～正午
【会場】向日小学校校庭
【内容】腕立て伏せ・なわとび・ウサギとびなど家庭でできる種目
【参加方法】当日、時間内に自由参加

飲酒運転は絶対やめよう!

飲酒運転追放運動
12月10日～1月10日

「一杯ぐらいなら大丈夫」・「酒に強いから」・「少し飲んだが酔っていない」というようなアルコールの影響に対する認識の甘さと、自己の運転技量に対する過信が事故をまねくのです。くれぐれも「飲んだら乗るな、乗るなら飲むな」

●市交通対策協議会●

永井又一氏

本市の自治功勞者であるため自宅に亡くなられた永井又一氏(上植野町南小路33)は、十月十日午前九時四十六分、老衰

(三期)や民生委員推薦委員長、農業委員会委員選挙管理委員、固定資産評価審査委員会、上植野区長などを努められ、まの発展に尽くされました。

岡崎利一氏

本市の自治功勞者である岡崎利一氏(寺戸町西田中瀬九)は、十月三十一日午後七時半、心衰弱肝不全のため京都市西京区京都市立病院で亡くなられました。七十四歳でした。

岡崎さんは、町会議員(五期)や民生委員推薦委員長、農業委員会委員、都市計画審議会委員、農業共済協同組合理事、寺戸区長などを努められ、まの発展に尽くされました。

身体障害者相談

疑問や悩みに応じます

身体障害者のために、身体障害者相談員が相談に応じています。

この相談員は、身体障害者福祉法に基づく制度のもとに、府と市で四人の方に相談業務をお願いしている

現在、市内の身体障害者数は、人口の増加に伴って約四百五十人となっています。しかし、これらの人びとに対する福祉施策は、障害程度に応じてそれぞれ設けられています。

このような疑問や相談に次の相談員が気軽に応じます。相談は、市福祉事務所でも応じていますが、直接に相談員までお申し出下さ

市では、「これからの消費生活」をテーマに、次の要領で消費者講演会を開催します。ご近所お誘い合わせのうえ、多数お越し下さい。

【日時】十二月六日(火)
午前九時三十分～正午
【場所】市民会館第一会議室

**消費者講演会
気軽に参加を**

【講師】坂本武人氏(同志社女子大学教授)

**市児童福祉手当
支払い日は10日**

向日市児童福祉手当十二月期分(八～十一月)の支払いを行います。

支給されている方で、口座振込み利用の方は各金融機関へ、また窓口払い利用の方は、市役所の会計課まで

市役所の電話番号は……電話九三一一一一一